

(整理番号 2507)

茨城地方最低賃金審議会

本 審 議 第 3 回 議 事 要 旨
公開

開催日時	令和7年8月18日 17時55分 ～ 18時50分		
出席状況	公益を代表する委員	出席 5 人	定員 5 人
	労働者を代表する委員	出席 5 人	定員 5 人
	使用者を代表する委員	出席 5 人	定員 5 人
主要議題	(1) 専門部会報告・金額審議 (2) 茨城県最低賃金改正について（答申） (3) 茨城県特定最低賃金改正の必要性の有無（諮問） (4) その他		
議事要旨	○主な審議事項 (1) 専門部会報告・金額審議 ① 茨城県最低賃金額 1,074円（現行 1,005円 より 69円 引上げ） ② 答申に至る経緯 専門部会の「茨城県最低賃金の改正決定に関する報告書」により、経緯の報告を受け、その後改正額について審議した。 その後専門部会の審議結果について採決したところ、賛成9（公4・労5・使0）、反対5（公0・労0・使5）となり結審した。 (2) 茨城県最低賃金改正について（答申） 金額審議の結果を局長に答申した。 (3) 茨城県特定最低賃金改正の必要性の有無（諮問） 局長から、茨城県特定最低賃金改正の必要性の有無について、会長あてに諮問が行われた。		

【公益見解】

引上げ額について、以下の公益見解が示された。

- 1 食料品価格の高騰など消費者物価の上昇による必要生計費の増大を反映すること
昨年度 5 2 円引上げたが実質賃金が上がっていない
 - 2 茨城県の県民所得、一人あたり県民所得、その他経済の実態を反映すること
 - 3 地域の実情として、所定内平均賃金と最低賃金の格差が相対的に大きく賃金の底上げを実現する余地がある。
最低賃金を経済の総合順位に合わせていく際に目標となる静岡県や北海道よりかなり余地が大きく、隣県千葉よりも大きい。
 - 4 地域の実情として、茨城県は、地勢的に雇用吸収力が非常に強い首都圏への若年層の流出の脅威にさらされていること。若年層で転出超過となっている状況を転入超過へと転換し企業誘致の際の社会課題とされる労働力の確保が必要なこと。
 - 5 茨城県の賃金の男女間格差は全国で 2 番目に大きいこと。加えて、未婚の男女比が20歳代後半では、全国でもっとも大きく、30歳代前半でも全国 2 番目に大きいことから、女性にとって魅力的な地域にするためには隣接している首都圏との格差を少しでも小さくすることが必要。
- ・ 中小企業・小規模事業者に対する支援が必要不可欠であることから、答申に、国及び県に対する労使、特に使用者側の要望（中小企業・小規模事業者に配慮した補助金の設計、官公需の発注の仕方、その他について）具体的に書き込むこととした。
 - ・ 中央最低賃金審議会の地域の実情を考慮するようにとのメッセージを尊重したこと、茨城県の経済状況を勘案し最低賃金の水準を 5-7 年で全国順位を 9 位に上げるとの県と労使代表との 3 者合意を踏まえて、慎重に調査審議をした。